十六　法第九十九条第二項第四号に掲げる業務に係る国際協力排出削減量の取得又は譲渡

十七　［略］

［3～5　略］

（国際協力排出削減量の取得等）

第百四十二条の五　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第五条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（届出業務） **第六十八条**　法第三十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 ［一～十五　略］ 十六　国際協力排出削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第八項に規定する国際協力排出削減量その他これに類似するものをいう。次号において同じ。）の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務 十七　次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務 イ　当事者が数量を定めた国際協力排出削減量について当該当事者間で取り決めた国際協力排出削減量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引 ロ　［略］ ［十八～二十四　略］	（届出業務） **第六十八条**　［同上］ ［一～十五　同上］ 十六　算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第七項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次号において同じ。）の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務 十七　［同上］ イ　当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引 ロ　［同上］ ［十八～二十四　同上］

十六　法第九十九条第二項第四号に掲げる業務に係る算定割当量の取得又は譲渡

十七　［同上］

［3～5　同上］

（算定割当量の取得等）

第百四十二条の五　［同上］

（金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正）

第六条　金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（金融商品取引所の兼業業務に係る認可申請等） **第九条の二**　［略］ 2　［略］ 3　法第八十七条の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める取引は、国際協力排出削減量（同項に規定する国際協力排出削減量をいう。）に類似するものに係る取引とする。 4　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（金融商品取引所の兼業業務に係る認可申請等） **第九条の二**　［同上］ 2　［同上］ 3　法第八十七条の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める取引は、算定割当量（同項に規定する算定割当量をいう。）に類似するものに係る取引とする。 4　［同上］

（金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正）

第七条　金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（預金者等に対する情報の提供） **第四十九条**　［略］ 2　前項第五号ロの「金融等デリバティブ取引」とは、金利、通貨の価格、商品の価格、国際協力排出削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第八項に規定する国際協力排出削減量その他これに類似するものをいう。第二号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又は次に掲げる取引をいう。 一　［略］	（預金者等に対する情報の提供） **第四十九条**　［同上］ 2　前項第五号ロの「金融等デリバティブ取引」とは、金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第七項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。第二号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又は次に定める取引をいう。 一　［同上］